

神奈川の司法10の提案 2010

- 1 裁判官・検察官を大幅に増員しよう！
- 2 相模原支部で合議事件を取り扱えるようにしよう！
- 3 裁判員裁判を川崎支部でも実施しよう！
- 4 川崎市内に拘置支所を設置しよう！
- 5 少年鑑別所を増設しよう！
- 6 労働審判を支部でも取り扱えるようにしよう！
- 7 裁判所の配置・管轄を見直そう！
- 8 簡裁に家裁出張所を併設しよう！
- 9 利用しやすい庁舎にしよう！
- 10 弁護士へのアクセスを容易にしよう！

はじめに

私たち横浜弁護士会は、司法制度改革が急ピッチで進められていた2002年（平成14年）11月、地域の実情に根差した司法制度を作るため、神奈川県における司法の問題点について、その改善を提案する「神奈川から始める司法改革～神奈川の司法10の提案」を作成しました。そして、これを様々な場面で配布し、神奈川県における司法の問題点を理解してもらうためのツールとして利用してきました。しかし、作成後7年以上が経過した今、司法制度改革はすでに実践の段階に入っています。全く改善されていない問題もあれば、新しい制度や問題への対応も必要になってきています。そこで、今般、新しいデータを用いて改訂作業を行い、「神奈川の司法10の提案 2010」を作成しました。

ここに盛り込まれた内容は、2002年（平成14年）と2009年（平成21年）に、横浜弁護士会が神奈川県選出の国会議員、県会議員、市町村議会議員全員に対して行ったアンケートや、2005年（平成17年）から神奈川県下の地方議会を訪問して、地元の議員の方々と懇談を重ねる中で議員の方々から指摘されたことがらも参考にしています。

今次の司法改革は、市民の身近にあって、利用しやすく、頼もしい司法を目指しており、横浜弁護士会は、引き続き、神奈川県における司法の問題点について県民の皆様と意見交換を行い、その改善に取り組んでいきたいと考えております。この「神奈川の司法10の提案 2010」がその一助となれば幸甚です。

1 裁判官・検察官を大幅に増員しよう！

神奈川県に裁判所・検察庁はいくつあるの？

神奈川県内には、横浜市中区に横浜地方裁判所・横浜家庭裁判所の本庁があり、それぞれ川崎、横須賀、小田原、相模原に4つの支部があります（相模原支部は、平成6年4月1日に全国でも珍しく新設された支部です。）。また、簡易裁判所は地方裁判所と同じ建物内にある横浜簡易裁判所のほか神奈川、保土ヶ谷、川崎、鎌倉、藤沢、相模原、横須賀、平塚、小田原、厚木と合計11あります。

検察庁については、横浜地方検察庁が横浜地方裁判所に対応して設置されており、地方裁判所と同様、本庁のほか4つの支部があります。また、各簡易裁判所に対応して区検察庁が合計11設置されています。但し、現在、平塚区検察庁は横浜地検小田原支部内に、鎌倉区検は横浜地検本庁内にあります。

以下、地方裁判所を地裁、家庭裁判所を家裁、簡易裁判所を簡裁、地方検察庁を地検、区検察庁を区検と略して呼ぶことにします。

神奈川県に裁判官・検察官は何人いるの？

私たちの調査では、2008年（平成20年）度の横浜地裁及び横浜家裁の裁判官（所長，支部長を含みます。）と横浜地検の検事（検事正，支部長を含みます。）の人数は次のとおりです。

裁判官数・検事数

	本庁	川崎	横須賀	小田原	相模原	合計
地裁裁判官	62	11	5	9	5	92
家裁裁判官	12	4	5	9	5	35
地検検事	57	12	2	5	2	78

裁判官数は、日弁連の資料開示依頼に対する最高裁の回答による。

検事数は、平成21年用職員録(平成20年8月1日現在)による。

このうち本庁を除く各支部では、地裁と家裁の両方の事件を担当している裁判官がおり、その人数は川崎支部3人，横須賀支部5人，小田原支部8人，相模原支部5人となっています。

また、私たちの調査では、2008年（平成20年）度の神奈川県内の各簡裁の簡裁判事と各区検の副検事の数人は次のとおりです。

簡裁判事数・副検事数

	横浜	神奈川	保土ヶ谷	川崎	鎌倉	藤沢	相模原	横須賀	平塚	小田原	厚木
簡裁判事	5	4	3	4	1	2	2	2	1	2	1
副検事	24	2	2	7	1	1	4	3	1	7	1

簡裁判事数は、日弁連の資料開示依頼に対する最高裁の回答による。

副検事数は、平成21年用職員録(平成20年8月1日現在)による。

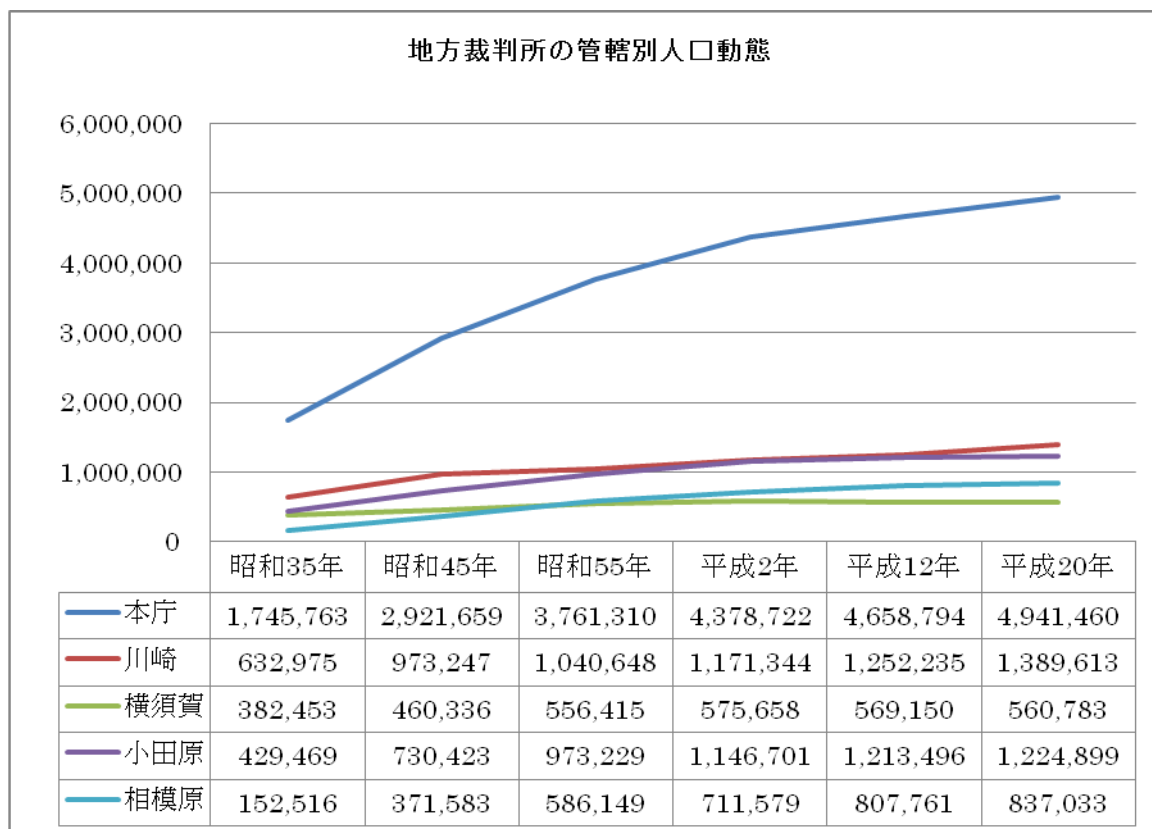
このうち川崎，小田原，横須賀の各簡裁では地裁の裁判官と簡裁判事を兼務している裁判官がおり、その人数は川崎簡裁1人，小田原簡裁1人，横須賀簡裁1人となっています。

また、副検事のうち、神奈川区検の副検事1人，保土ヶ谷区検の副検事1人，及び鎌倉区検の副検事は、それぞれ横浜区検と兼務しています。また、平塚区検の副

検事と厚木区検の副検事は、それぞれ小田原区検と兼務しています。なお、区検のうち地検所在地にある横浜、川崎、横須賀、小田原、相模原の各区検では副検事が地検の仕事も担当しています。

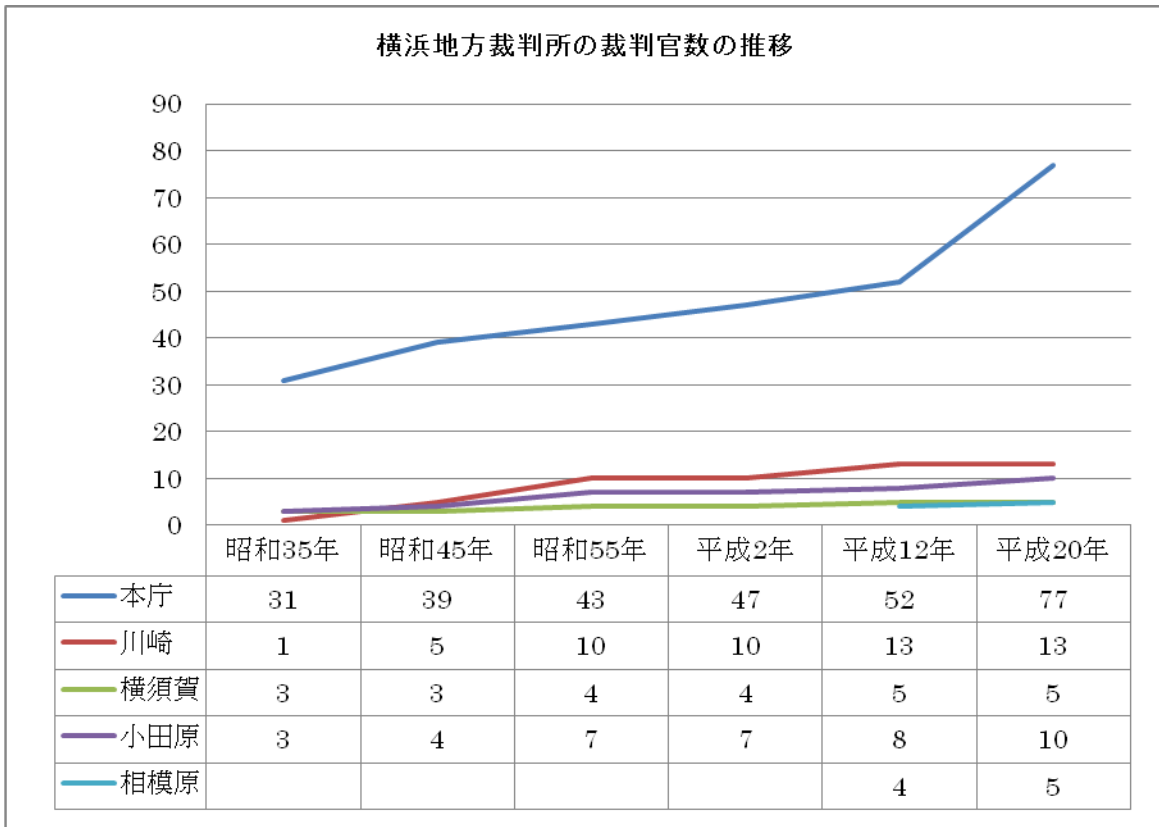
神奈川県内の人口や事件数と比較してみよう

次に地裁の管轄別人口と裁判官の増加率を比べてみましょう。地裁の管轄別人口は次のとおりです。1960年（昭和35年）度と2008年（平成20年）度を比較すると神奈川県全体で人口は約2.7倍、本庁管内では約2.85倍になっています。



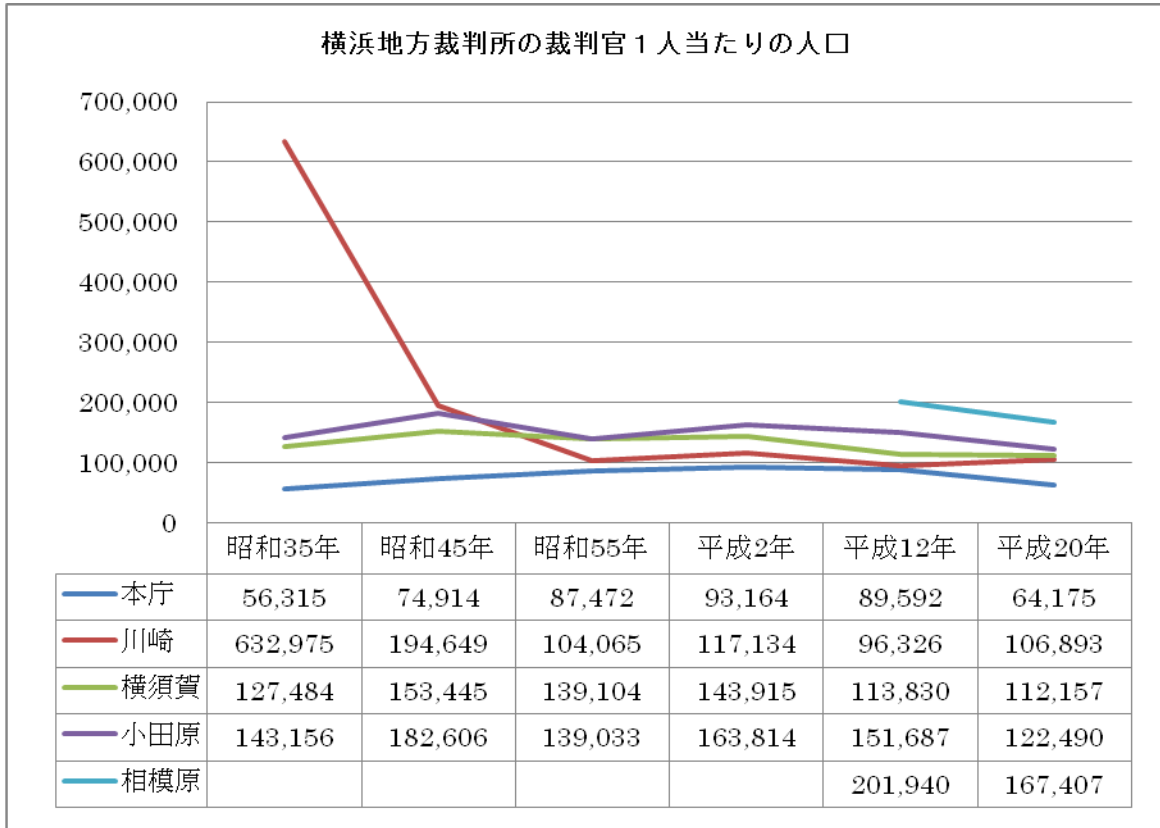
これに対して、裁判官の増加率は次のとおりです。ここでは、裁判官数は各年の職員録で数えていますので、前にご紹介した実数よりも多くなっています。

横浜地方裁判所の裁判官数の推移

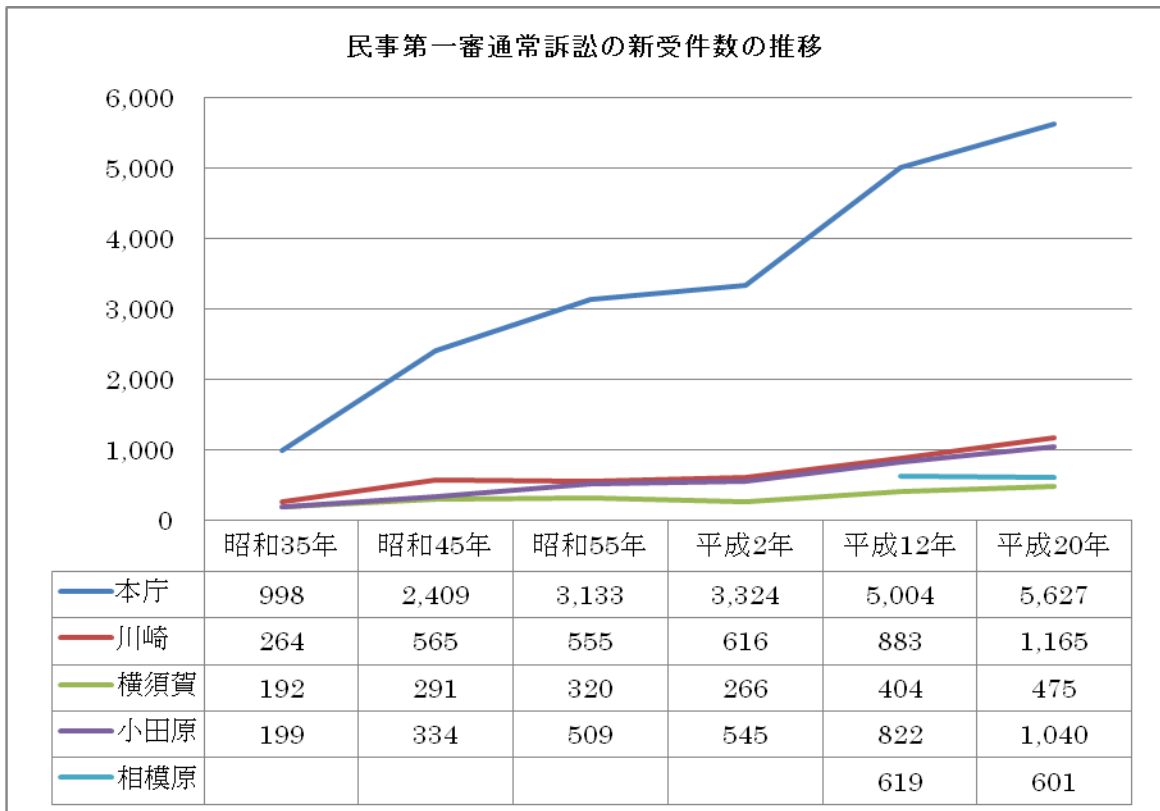


裁判官数は職員録による。

1960年（昭和35年）度と2008年（平成20年）度を比較すると、地裁の裁判官の数は、神奈川県全体では約2.9倍、本庁では約2.5倍に増えていますが、次のとおり、裁判官1人当たりの人口は、1960年（昭和35年）から1970年（昭和45年）にかけての川崎支部を除き、ほぼ横ばいで、人口動態と比べると、十分に増えているとは言えません。



それでは新受件数はどうでしょうか。横浜地裁の民事第一審通常訴訟の新受件数は次のとおりです。1960年（昭和35年）度と2008年（平成20年）度を比較すると全体では約5.4倍、本庁では約5.6倍に増えています。



昭和55年は人事訴訟を含む。

そのほか、1960年（昭和35年）と2008年（平成20年）の新受件数を比較すると、神奈川県全体で、破産事件は約170倍、民事執行事件は約2.3倍、刑事事件は約1.4倍に増えています。簡裁の民事通常訴訟の新受件数も、神奈川県全体で、約9.7倍に増えています。また、家裁の家事事件（総数）を見ても、1970年（昭和45年）と2008年（平成20年）の新受件数を比較すると、神奈川県全体で、約5.1倍に増えています。

このように、事件数の推移と比較しても、裁判官の増加率が低いのが分かります。相模原支部では、裁判官不足のため、3人の裁判官で審理する合議事件を取り扱えません。まだまだ裁判官は足りないと言えます。

裁判官・検察官は何人増員すればいいの？

司法制度改革審議会は法曹人口（裁判官・検察官・弁護士のことです。これらをまとめて「法曹三者」と言います。）の大幅な増加を提言しました。その結果、1990年（平成2年）ころまでは年間500人程度だった司法試験の合格者は、2008年（平成20年）度では2209人となりました（旧司法試験の合格者を含みます。）。しかし、司法試験に合格して司法修習を終了する者の80%以上が弁護士になるため、2004年（平成16年）から2008年（平成20年）までの5年間で、弁護士は20,240人から26,964人となったのに対し、裁判官は2,385人から2,685人、検察官は1,505人から1,679人に増えただけで、著しいアンバランスが生じることになりました。私たち横浜弁護士会に所属する弁護士も、本書の旧版を作成した2002年（平成14年）12月時点では753人、2004年（平成16年）12月時点では789人でしたが、2008年（平成20年）3月時点では967人に、そして、2010年（平成22年）6月時点で1125人に達しています。

私たちは、2001年（平成13年）7月に作成した「神奈川司法計画（第1次案）」では、地裁の裁判官数を約3倍に増員するよう提案しました。また、日本弁護士連合会も、同年10月、「裁判官及び検察官の倍増を求める意見書」を発表しており、裁判官数を2倍に増員するよう求めています。

裁判官、検察官の増員により、法曹三者のアンバランスを是正し、裁判官・検察官1人当たりの負担を軽減させるとともに、特に地裁の支部においては、民事と刑事の兼務、地裁と家裁の兼務をできる限り解消する必要があります。また、地検においては、副検事が検事の仕事を肩代わりするのをやめ、検事が全ての捜査・公判を担当できるようにする必要があります。そのためには、裁判官・検察官の人数を少なくとも倍増する必要があると言えます。

2 相模原支部で合議事件を取り扱えるようにしよう！

相模原支部は忙しい

横浜地裁相模原支部の裁判官は、判事 5 名だけです（平成 21 年 8 月現在）。この 5 人全員が、地裁の民事・刑事・破産・保全・令状の各事件を担当しています。また、このうち、2 人の判事が家裁の訴訟・家事調停・家事審判を担当し、3 人の判事が少年事件を担当しており、その忙しさは相当なものです。

医療過誤事件や行政事件、刑事重大事件などは、3 人の裁判官で構成される合議体で慎重に審議を行いますが、相模原支部では、裁判官が絶対的に不足しているため、民事でも刑事でも合議体を組めないのが現状なのです。

他の裁判所と比べてみよう

全国 50 の地裁本庁においては、全て合議事件を取り扱います。2008 年（平成 20 年）の民事第一審通常訴訟の新受件数で比べてみても、相模原支部（601 件）よりも、長野地裁（512 件）、松江地裁（441 件）、福島地裁（517 件）、釧路地裁（395 件）等の各本庁は事件数が少なく、このように各本庁と比べても、横浜地裁相模原支部に合議制を導入するのに支障はありません。

また、相模原市は、2010 年（平成 22 年）4 月に 19 番目の政令指定都市として発足し、現在、全国でも 18 番目の人口を擁する都市ですが、政令指定都市の中で合議事件を取り扱っていないのは、相模原支部のみという事態になってしまいます。

全国の各支部については、203 の地裁支部のうち、合議事件を取り扱えるのは 63 支部にすぎません。人口 84 万人が居住する地域を管轄する横浜地裁相模原支部で合議事件を取り扱っていないのは、同支部が 1994 年（平成 6 年）に発足した新しい支部という経緯に基づくのであって、管内人口が年々増加しつつある状況からも、合議制を導入しないまま放置する理由は見出せません。

合議制実現に向けての行動

このような不均衡の是正と市民の裁判を受ける権利を保障するため、横浜弁護士会相模原支部の呼び掛けにより、2002年（平成14年）11月9日、相模原支部管内の市民を中心とした「相模原地域司法改革懇話会」が発足しました。この懇話会による住民の声を反映した合議制実現に向けての運動は、今年第8回目を迎える首都圏弁護士会支部サミットへとつながり、横浜弁護士会の4支部のほか、千葉県弁護士会松戸支部、同京葉支部、埼玉弁護士会川越支部、同熊谷支部、同越谷支部、茨城県弁護士会土浦支部など、参加各支部の賛同を得ています。

私たちは、ぜひとも相模原支部に合議事件を取り扱う合議体を設置するよう、今後とも積極的に働きを続けていきたいと考えています。

3 裁判員裁判を川崎支部でも実施しよう！

神奈川県での裁判員裁判は、横浜地裁本庁と小田原支部の2箇所で行われています。

裁判員裁判は、戦後初めて国民の司法参加を実現したものであり、民主主義の観点からする意義は大きいと言えます。しかし、被告人の防御権が十分に保障される制度になっているかという多くの問題点を抱えています。保釈が認められない中での連日的開廷は、被告人・弁護人の負担を大きくします。公判前整理手続も被告弁護側には大きな負担です。足利事件からは、取調の全面的な可視化の必要が明らかとなったと言えます。法曹三者がそれぞれ、あるいは法曹三者が協力して、裁判員裁判を検証し、神奈川県内の裁判員裁判をよりよいものにしていく必要があります。

そして、裁判員制度が、これから、県民の中に広く根を張っていくためには、小田原支部以外の支部においても裁判員裁判が行われるようにすべきだと思います。

なかでも横浜地裁川崎支部においては、横浜弁護士会川崎支部が裁判員裁判の導入を求めて支部の総会で決議をしています。すなわち、横浜弁護士会川崎支部の会員数は、平成22年6月時点で127名に達し、同県西支部の86名を上回っているほか、川崎市は人口が140万人を越える政令指定都市であるところ、全国の政令指定都市の中で、裁判員裁判を実施していないのは川崎市と相模原市のみです。

裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の附則第3条は、「国は、裁判員の参加する刑事裁判の制度を円滑に運用するためには、国民がより容易に裁判員として裁判に参加することができるようにすることが不可欠であることにかんがみ、そのために必要な環境の整備に努めなければならない。」としています。当該地域に居住する市民が当該地域の裁判員裁判に関与することが望ましいことは言うまでもなく、このような環境整備の一環として、まず横浜地裁川崎支部における裁判員裁判の速やかな実施を求めたいと思います。

4 川崎市内に拘置支所を設置しよう！

刑事事件の被告人は、裁判が終了するまでの間、拘置所に留置されます。

川崎市は横浜地裁管内では横浜市に次ぐ140万人以上の人口を有し、国内有数の政令指定都市で、前に述べたとおり川崎市内には横浜地裁川崎支部と横浜地検川崎支部が設置されています。ところが、横浜地裁管内の他の支部にはそれに対応する拘置支所があるにもかかわらず、支部としては最大規模の川崎支部には拘置支所がありません。

横浜地裁川崎支部で裁判を受ける被告人は、川崎市内の警察署の留置場（代用監獄）に長期間留め置かれるか、川崎支部から遠い横浜市港南区にある横浜拘置支所に収容され、公判のたびに時間をかけて裁判所まで送られています。そのため、起訴された後あるいは結審の段階に至っても警察署の留置場に留め置かれたままになっていたりと、横浜拘置支所から裁判所への押送に時間がかかり、公判に支障をきた

したりすることもあります。ひどい時には途中の交通渋滞が原因で期日が延びて、被告人の勾留が不必要に長引いたこともありました。

また、川崎支部の国選弁護事件は原則として川崎支部の弁護士が担当しますが、横浜拘置支所では往復に時間がかかるため、接見にも支障があります。接見は勾留されている被疑者・被告人の権利を守るために非常に重要なものですが、川崎支部の弁護士の負担でようやく実現されているという状況なのです。

日本弁護士連合会と横浜弁護士会は、1994年（平成6年）10月、1996年（平成8年）2月、1997年（平成9年）1月、2001年（平成13年）12月、2003年（平成15年）3月、2005年（平成17年）1月、2010年（平成22年）3月と過去7回にわたり、川崎市内に拘置支所の設置を求める要望書を法務大臣に提出してきました。川崎市長にも協力を要請しているところですが、今後とも川崎市内に拘置支所を新設するよう改めて強く要望していきたいと考えています。

5 少年鑑別所を増設しよう！

県内に少年鑑別所は1つ

横浜市港南区にある横浜少年鑑別所は平成12年10月に改築され、現在の収容人員は約130名です。改築により女子寮と単独室の数が増えました。

しかしながら、神奈川県内の少年事件の観護措置件数は、平成21年の統計で、横浜家庭裁判所本庁で489件、同横須賀支部で75件、同川崎支部で179件、同小田原支部で154件、同相模原支部で130件であり、支部全体で占める少年事件の観護措置件数は、神奈川県全体の45.4パーセントを超えるにもかかわらず、少年鑑別所は横浜市港南区に1つしかなく、支部管内の少年事件では、家庭裁判所調査官・弁護士・家族など少年事件に携わる全ての関係者が少年との面会に著しい支障をきたしています。

たとえば、移動時間は、それぞれ往復で、横浜弁護士会本部から約1時間、横須賀支部からは約1時間20分程度ですが、県西支部から約2時間40分、相模原支部からは約3時間という多くの時間を要することになり、小田原支部や相模原支部の家庭裁判所調査官は、わざわざ横浜市港南区にある横浜少年鑑別所に出向くために多くの時間を割かれてしまって十分な調査をすることができないとの不満の声があるようです。少年事件を担当する支部管内の弁護士も同様に、移動時間のために十分な面接時間を確保できない状態です。これでは、支部で審判を受ける少年は、調査官による調査や弁護士による援助を十分に受けられないまま処分を決定されてしまう可能性も拭いきれません。

押送体制の整備を

また、少年審判の際に、横浜少年鑑別所から県内各家庭裁判所へ少年を押送するための職員や自動車の数には、限りがあります。このため、県内の裁判所で少年審判を開くことができる日は、原則、横浜家庭裁判所本庁で週に2日半、各支部ではそれぞれ週に半日もしくは週に1日しかなく、各裁判所で曜日毎に審判日が決められているのが現状です。その結果、少年鑑別所での心身鑑別や、調査官による調査などが、時間的な制約を受けてしまったり、さらには、弁護士の予定と裁判所の審判予定日との調整がつきにくい、といった問題が生じています。

そこで、当面、差し当たって解決されるべき課題としては、横浜少年鑑別所の少年押送体制の整備・拡充が挙げられます。上記のとおり、少年鑑別所側の押送体制によって、家庭裁判所の審判日指定が制約されることのないよう、少年を押送するための十分な人員と自動車等が確保される必要があります。

少年鑑別所の支所を

そもそも、少年保護事件を審理する裁判所の管轄については、「少年の行為地、住所、居所又は現在地」と定められており（少年法5条）、成人の刑事事件は犯罪地を管轄する裁判所で審理されるのと異なり、少年事件の場合、ほとんどが少年の住所を管轄する家庭裁判所で審理されます。これは、少年審判が、少年の健全な育成を期すという目的のため、少年の性格を矯正し、環境を調整するための保護処分によって、少年の更生を図ろうとしていることに基づきます。つまり、少年の更生をはかるため、少年の生育歴や家庭環境などを十分に調査し、また生活環境を調整するには、少年が生活する地域の家庭裁判所で審判を行うことが望ましい、と考えられているのです。

このような観点からすれば、少年の心身を鑑別する作業についても、少年の生活地域で行われるのが望ましく、少年鑑別所についても、家庭裁判所の各支部に対応して支所が設置されて然るべきです。

もっとも、少年鑑別所は、拘置所とは異なり、少年の心身の鑑別を主な目的としますから、例えば、拘置支所内にただ少年用のスペースを確保するだけでは不十分であり、支所であっても、現在の少年鑑別所と同等の施設・プログラム内容や、専門家を含めた人員体制が整えられる必要があります。

6 労働審判を支部でも取り扱えるようにしよう！

労働審判制度とは

労働審判制度は、急激に増加した個別労働関係民事紛争を訴訟よりも短期間に、かつ紛争の実情に即して解決するため、2006年（平成18年）4月から開始された新しい紛争解決制度です。個別労働関係民事紛争とは、労働者と使用者間の個別労働契約において生じた民事紛争をいい、たとえば、解雇、賃金未払いなどの労働条件に関する紛争や労災事故による労働者の使用者に対する安全配慮義務違反を理由と

する損害賠償請求など幅広い紛争を指します。

労働審判制度は、労働審判官（裁判官）1名と労働審判員2名で構成される労働審判委員会が原則として3回以内の期日で結論を出し、その間、適宜調停を行うことができることとされていることに大きな特徴があります。

そして、2006年（平成18年）4月から2009年（平成21年）6月までの全国の労働審判事件（既済事件）5290件のうち、第2回期日までに終了した事件が約61.6%（取下げを含む）、申立から終局までの平均審理日数は74.0日、調停が成立した事件は3621件（68.4%）、労働審判によって終局した事件は1010件（19.1%）であり（平成21年8月10日集計による最高裁判所行政局調べの概数値）、非常に迅速な解決が図られていると言えます。

なぜ労働審判を支部で行う必要があるのでしょうか

現在、東京地裁立川支部と福岡地裁小倉支部を除き、労働審判は、地裁本庁でしか実施されておらず、支部では実施されていません。

（1）労働審判の新受件数の推移

2006年（平成18年）4月から2009年（平成21年）12月までの神奈川県における労働審判事件の新受件数は、次の表のとおりです。

平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	合計
77	96	155	256	584

このように神奈川県における労働審判の事件数は、急激な増加傾向にあり、本庁のみで対処するのではなく、どの地域でも対応できるようにする必要があります。

（2）他の地域との比較（高裁所在地）

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	合計
横浜	77	96	155	256	584
東京	258	485	711	1140	2594

大阪	84	105	139	299	627
名古屋	54	111	124	275	564
広島	15	18	35	59	127
福岡	29	66	121	208	424
仙台	16	35	32	53	136
札幌	34	49	69	89	241
高松	3	2	3	12	20

このように、神奈川県における労働審判の事件数は、平成 21 年度は、東京、大阪、名古屋に次いで 4 番目に多く、これまでの総数では、東京、大阪について 3 番目に多い結果となっており、本庁のみで対処するのではなく、どの地域でも対応できるようにする必要があるといえます。

(3) 相談件数からみた増加傾向

さらに、全国の個別労働関係民事紛争に関する相談は 2002 年（平成 14 年）度 103,194 件から 2007 年（平成 19 年）度 197,904 件と 2 倍近く増加しており、潜在的な需要は非常に多いことが推測されます。

(4) 企業数から見た不均衡

神奈川県下の事業所数は合計 288,962 箇所であり、本庁管轄地域では 152,072 箇所、川崎支部管轄地域では 40,260 箇所、県西支部管轄地域では 50,052 箇所、横須賀支部管轄地域では 19,178 箇所、相模原支部管轄地域では 27,400 箇所となっており（総務省統計局平成 18 年事業所・企業統計調査統計表 第 1 表）、事業者数から見ても、労働審判を本庁のみで行うのは、不均衡な感が拭えません。

(5) 移動に要する時間と費用

また、雇用関係は地域を問わず存在しますが、支部管内の住民が個別労働関係民事紛争の迅速な解決を求めて労働審判を利用しようと考えても、地裁本庁でしか実施されないと、例えば、小田原支部の場合、乗り換え時間を考慮すると 95 分であり、JR 小田原駅から横浜地裁の最寄り駅である JR 関内駅までは、片道で 950 円かかり、移動に要する時間や費用等から利用を躊躇せざるを得ないことも考えられ、本庁管内に居住する住民と比較して不公平ですし、裁判を受ける権利の保障の観点からも

問題です。

(6) 労働審判の波及効果

さらに、労働審判制度が定着すると、「そこに参加している労働審判員が、法律や判例等に応じて労働紛争を解決する手法に通暁することになり、そういった労働審判員の経験者が労働組合や企業に戻り、そこで労使自治による紛争解決の土台を形成してくれることも各方面で期待されている」（林俊之最高裁事務総局行政局第一課長「労働審判制度の最近の運営状況について」中央労働時報第 1079 号 2 頁）が、これは、支部管内でも等しく妥当する要請であると思われます。

弁護士会の取り組み

以上により、弁護士も労働審判制度をより積極的に利用するとともに、地裁支部でも労働審判を取り扱うようにすべきです。

この点について、最高裁判所行政局から日本弁護士連合会に対し、同制度を始めるに当たり、地裁本庁に集約していたのは、労働知識に精通した裁判員の確保が必要であったことと、新しい制度のためノウハウの蓄積が必要であったことが大きな理由であったところ、事件数も増え、解決率も高く、ノウハウも蓄積できたことから、2010 年（平成 22 年）4 月から支部でも事務を取り扱う旨の説明があり、まず東京地裁立川支部と福岡地裁小倉支部で取扱いが始まりました。そして、神奈川県では、川崎支部と小田原支部が検討対象となっています。

しかし、検討対象となっている川崎支部と小田原支部のみならず、横須賀支部、相模原支部でも労働審判の取扱いを開始すべきです。

7 裁判所の配置・管轄を見直そう！

地裁・家裁の支部は4つのままでいいの？

2009年（平成21年）7月1日時点で神奈川県は人口が900万人を突破しました。地裁・家裁の本庁の管轄人口は別表のように約497万人になります。

1994年（平成6年）に本庁の管轄の中から相模原支部（現在の管轄人口は約84万人）が新たに誕生し、合議制がないなど問題は残りますが、身近な裁判所として機能しています。さらに、本庁の管轄人口の急激な増加と市民に便利な裁判所をとという要請を考えると、経済的・文化的に一つの地域として認知されている湘南地区にもう一つの支部を作ること検討してもよい時期だと思われます。

具体的には、藤沢駅近くに藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町を管轄する「藤沢支部」又は「湘南支部」を作ること検討してはどうでしょうか。管轄人口は約69万人と横須賀支部よりも多く、1つの支部があることは自然です。新たな支部ができることによって同区域内の弁護士数も増え、弁護士の偏在解消にも資すると思われます（同区域の現在の弁護士数は27名）。

なお、鎌倉市は、従来どおり本庁の管轄となりますが、将来的には「藤沢支部」又は「湘南支部」の管轄とすることを検討すべきです。

簡裁を新設しよう

現在、神奈川県内に簡裁は合計11あります。各簡裁はそれぞれ担当するエリアが決まっており、これを土地管轄と言います。

簡裁は戦後になって設置されたものですが、その地域で生活する人たちが身近な問題を気軽に持ち込み、柔軟・迅速に解決されることが期待されていました。しかし、実際はどうでしょうか。簡裁の問題に触れる前に、各簡裁の管轄別の人口を見てみましょう。

2009年（平成21年）度の簡裁の管轄区域別人口

簡裁名	人口	管轄区域
横浜	939,543	横浜市中区・南区・磯子区・金沢区・港南区

神奈川	1,501,108	横浜市鶴見区・神奈川区・港北区・緑区・青葉区・都筑区
保土ヶ谷	674,539	横浜市保土ヶ谷区・西区・旭区・瀬谷区
川崎	1,406,836	川崎市
鎌倉	727,795	横浜市戸塚区・栄区・泉区・鎌倉市
藤沢	1,123,393	藤沢市・茅ヶ崎市・大和市・海老名市・綾瀬市・寒川町
相模原	840,279	相模原市・座間市
横須賀	560,717	横須賀市・逗子市・三浦市・葉山町
平塚	322,871	平塚市・大磯町・二宮町
小田原	529,139	小田原市・秦野市・南足柄市・大井町・開成町・中井町 松田町・山北町・箱根町・真鶴町・湯河原町
厚木	372,585	厚木市・伊勢原市・愛川町・清川村

次に、各簡裁の事件数を見てみましょう。

簡裁の第一審通常訴訟の新受件数

	横浜	神奈川	保土ヶ谷	川崎	鎌倉	藤沢	相模原	横須賀	平塚	小田原	厚木
平成 14 年	1496	1667	1506	1665	589	1188	941	666	334	521	588
平成 20 年	2215	3085	1608	1853	737	1625	1380	895	537	831	769

それでは、神奈川簡裁を見てみましょう。その管轄人口は約 150 万人ですが、管轄には緑区・青葉区・都筑区が含まれています。神奈川簡裁は JR 東神奈川駅の近くにありますが、緑区・青葉区・都筑区から東神奈川駅に行くのは不便です。これら 3 つの区の人口は約 67 万人ですが、平塚簡裁の管轄人口は約 32 万人です。訴訟事件の数も、神奈川簡裁は横浜簡裁よりも多く、しかも平成 14 年と比較して急増しています。管轄人口や利用者の便宜という観点からは、横浜市北部のこれら 3 つの区だけを管轄する簡裁を新設する十分な理由があると言えます。

また、川崎市最南部の川崎区にある川崎簡裁は、川崎市全域が管轄で、管轄人口は約 140 万人に達しています。このうち北部 4 区と言われている麻生区・多摩区・宮前区・高津区の人口は合計約 80 万人で、管轄人口の約 57%を占めます。川崎市は南北に長い地形のため、北部 4 区の市民は裁判所を利用する上で不便を強いられることとなります。川崎簡裁は、訴訟事件の数も多いほか、特定調停を除く調停事

件の数も、平成 20 年で見ると、県内では川崎簡裁が 1 位、神奈川簡裁が 2 位となっています。川崎市北部に簡裁を新設すべきでしょう。

それから、現在の土地管轄では海老名市・綾瀬市は藤沢簡裁の管轄になっています。しかし、両市から藤沢に行くのには厚木市に行くより時間がかかります。藤沢簡裁は事件数が多く忙しい裁判所であることと、厚木簡裁の管轄人口が約 37 万人と比較的少ないことを考えると、海老名市・綾瀬市を厚木簡裁の管轄とすることも考えられます。

また、地裁の管轄との整合性から、大和駅近くに大和簡裁を新設し、大和市・海老名市・綾瀬市を管轄とする方向も考えられます。管轄人口は約 43 万人になります。そうすると藤沢簡裁の管轄人口は約 69 万人となり、忙しさも軽減されることになります。

この海老名市・綾瀬市の例に代表されるように、簡裁の土地管轄を人口動態や利用者の便宜という観点から見直す必要があると考えます。

8 簡裁に家裁出張所を併設しよう！

裁判というと一生に一度あるかないかのことで、関係ないと思っている人が多かった時代は、すでに過去の話になりました。離婚や自己破産などで、裁判や裁判所にかかわる人が多くなり、病院や市役所を利用するように、市民生活に不可欠な存在となってきました。

しかし、裁判所は、市民に身近な存在になっているとは言えません。前に述べたとおり、900 万人の人口を有する神奈川県でも、地裁・家裁は、横浜本庁のほか、川崎、横須賀、小田原、相模原の 4 支部しかありません。簡裁も、上記 5 ヶ所に加えて、神奈川、保土ヶ谷、鎌倉、藤沢、平塚、厚木の合計 11 ヶ所しかありません。

しかも、簡裁では、離婚事件や相続事件、自己破産事件を取り扱っていませんので、これらの問題をかかえた人は、横浜、川崎、横須賀、小田原、相模原まで出か

けて行かなければならないのです。どこにでもある市民の身近な問題の解決のため、意を決して時間と費用をかけて遠くまで出かけていかなければならないというのは、市民生活に不可欠な機関としては極めて不十分と言わなければなりません。

そして、この簡裁と地裁、家裁との権限分配は、必ずしも利用者の観点から決められているものではありません。失業対策でもワンストップサービスの工夫がなされるようになってきているのですから、司法の分野でも、できる限りどの裁判所に行っても同じサービスが受けられるように改善する必要があります。そして、法改正をしなくても現在ある制度を活用して改善する方法があります。それは、簡裁に家裁の出張所や地裁の出張所を併設するという方法です。

地裁の出張所は制度としてはあるのですが、現在設置されているところはありません。他方、家裁の出張所が簡裁に併設されている例は、全国に78ヶ所もあります。神奈川県内にはありませんが、東京都では、東京家裁の伊豆大島出張所、八丈島出張所が、埼玉県では、さいたま家裁久喜出張所、飯能出張所が、千葉県では千葉家裁市川出張所があります。千葉家裁市川出張所は、千葉家裁本庁と同じくらい家事事件を扱っていることで有名で、出張所ではなく家裁の支部にしてほしいと要望されるほど利用されているのです。

神奈川県は、下表のとおり、人口も家事事件も大幅に増えています。急増する家事事件に対し、市民が気軽に裁判所を利用できるようにするためには、市民の身近なところに家裁を設置する必要があります。そこで、前項で述べた横浜市北部、川崎市北部に簡裁を新設する場合には、家裁出張所を併設すべきです。また、少なくとも、藤沢、平塚、厚木の各簡裁に家裁出張所を併設することを検討する必要があると言えます。

また、簡裁に家裁出張所を併設することは、全国的に急増する成年後見申立に対応するためにも必要です。高齢者・障がい者等の社会的弱者は、成年後見制度等の法的な支援をより必要としています。身近な簡裁に家裁出張所ができれば、高齢者や障がい者の権利を守ることにつながります。

なお、個人の自己破産事件については、簡裁に地裁の出張所を併設して、これを取り扱うことができるようにするか、又は、少なくとも、簡裁でも相談や受付ができるように運用の改善を検討する必要があります。

	人 口		家事調停事件		家事審判事件	
	1964年人口 (昭和39年)	2006年人口 (平成18年)	1964年	2006年	1964年	2006年
横浜本庁	2,147,066	4,856,362	1,256	4,966	3,443	17,697
川 崎	805,710	1,329,769	250	1,104	951	5,099
相模原	159,936	830,235	42	889	255	3,396
横須賀	414,557	565,205	189	596	643	2,558
小田原	565,657	1,220,061	182	1,334	1,973	5,120
計	4,092,926	8,801,632	1,919	8,889	7,265	33,870

9 利用しやすい庁舎にしよう！

横浜地裁横須賀支部、横浜家裁横須賀支部、横須賀簡裁は、これまでアクセスの不便な場所にありましたが、平成24年までに、横須賀市新港地区に移転することになっています。

この移転に関し、横浜弁護士会は、①エレベーターや洋式トイレの設置等、バリアフリー化を徹底すること、②冷暖房施設を完備すること、③調停室を増加させること、④調停事件の申立人待合室と相手方待合室の配置を当事者が接触しないように工夫すること、⑤出口、階段、トイレ、エレベーター等を少なくとも別々に2箇所設置すること、⑥接見室の設備は接見に支障のないようにすること、⑦傍聴席を十分に確保すること、⑧裁判官専用通路を確保すること、⑨裁判員裁判のための法廷を確保すること、⑩設計段階から弁護士会等との協議会を設置すること、を要望しています。

建て替え済みの本庁や小田原支部を除き、他の支部や簡裁でも、老朽化等による改築や移転がいずれ必要になってきます。その際には、市民にとって利用しやすい

かどうかという観点から、裁判所側から、十分な情報を提供してもらうとともに、利用者の意見を十分に反映させる工夫が必要不可欠です。

10 弁護士へのアクセスを容易にしよう！

弁護士へのアクセス

人が何らかの法的トラブルに巻き込まれた場合、直ちに法律の専門家である弁護士に相談できれば言うことがありません。しかし、実際に弁護士に相談しようと思っても、「どこに、どのように問い合わせればいいのか」「問い合わせる程の問題ではないと言われるのではないかとためらってしまい、結局一人で問題を抱え込んでしまう例が多かったのではないのでしょうか。

弁護士へのアクセスがしやすいように用意されている制度としては、横浜弁護士会の「総合法律相談センター」が開催する各種の法律相談があります。ここでは、弁護士に相談ができるほか、事案によっては直接弁護士に依頼することが可能です。

これは弁護士会が直接実施しているものですが、このほかに設けられている制度として、①行政（市役所等）の法律相談と②法テラス（日本司法支援センター）があります。

（1）行政の法律相談

法的トラブルに直面した時、一番身近な市役所などに相談しようとするのは、当然かもしれません。そこで、県庁や多くの市町村役場では、定期的に弁護士による法律相談を実施しています。これらの相談は、相談時間が限られている難点はありますが、無料で、今後何をすればいいのかといった方針が示されることなどにより、問題解決の糸口を得られる重要な制度です。ここで、下記の法テラスや弁護士会の法律相談を紹介されて、実際に依頼する弁護士と出会うこともあります。

（2）法テラス

かつて、日本弁護士連合会により設立されていた「財団法人法律扶助協会」によって、経済的な理由から弁護士に依頼できない人への民事法律扶助事業が行われていました。その後、2006年（平成18年）、「日本司法支援センター」（法テラス）が業務を開始し、民事法律扶助事業は法テラスへ引き継がれました。法テラスが行う法律相談援助も弁護士へのアクセスを容易にする大きな柱の1つとなっています。

今後のあいかた

（1）行政の法律相談の課題

このように、弁護士に出会う第一歩とでも言うべき行政の法律相談ですが、神奈川県が実施している法律相談については、実施件数が削減されています。しかし、弁護士へのアクセスという面では非常に重要な制度ですから、これを増加こそすれ、減少させることは是非とも避けなければいけません。県内の各市町村とも連携の上、県内の相談実施件数を維持、増進するよう努めるべきです。

また、行政の法律相談でも、相談場所によっては弁護士会を経由することで弁護士に依頼することが可能ですが、このような取扱いが認められていない自治体もあります。この点は、まさに弁護士へのアクセスの問題と言えます。どのような場所で相談しても、弁護士に依頼できる仕組みを作ることが重要です。

（2）法テラスの課題

法テラス神奈川の本部は横浜市にあります。法テラスの支部は、現在のところ、川崎市と小田原市しかありません。しかし、相模原市は、本年4月から政令指定都市となって、人口の増加と市の発展が見込まれ、相談件数、事件数の増加が予想されることから、相模原市にも法テラスの支部を設けるべきです。

おわりに

裁判官の増員をはじめ、ここで提案していることは、ほとんどが国家予算を必要とします。しかし、国の一般会計歳出総額（当初予算）に占める裁判所予算の割合は、平成20年度でわずか0.39%（3275億円）しかありません。そして、裁判所予算のほとんどは、裁判官、書記官などの人件費と言われています。地域の司法をよりよいものにする大前提として、裁判所予算の大幅な増額をあわせて求めていく必要があります。

以 上